**忠岡町要介護認定等調査個人委託の受託者募集要項**

１　業務内容・登録要件

|  |  |
| --- | --- |
| 目　的 | 要介護認定等調査を専門に行う介護支援専門員に認定調査業務を委託します。自宅を拠点に認定調査ができる方を募集します。 |
| 業務内容 | 介護保険法の規定による要介護・要支援認定の申請者の自宅または病院・施設などへ訪問し、心身の状態などの調査を行い、厚生労働省で定める要介護認定審査会での審査判定の資料となる認定調査票を作成、提出を行う。 |
| 登録要件 | 以下の要件をすべて満たすこと。1. 介護支援専門員証（有効期間満了前）を有し、その業務について厚生労働省の定める基準に違反したことがないこと。
2. 都道府県又は政令市が実施する認定調査員新規研修を修了し、認定調査員（直営・委託）として一定の経験があること。
3. 契約成立時点において、事業所等に所属していないこと。
4. 調査に必要な交通手段及び通信手段を確保できること。
5. 大阪府や忠岡町が実施する調査員研修（同行訪問含む。）に参加可能な方。
6. 介護支援専門員総合補償制度のうち、介護支援専門員賠償責任保険に加入できる方。
 |

２　委託内容

|  |  |
| --- | --- |
| 委託内容 | ①忠岡町からの調査依頼に基づき、認定調査を実施の上、認定調査票を作成　　し、おおむね依頼から２週間以内に忠岡町に認定調査票を提出する。②調査１件あたり３，３００円（消費税及び地方消費税を含む）。 |

３　申込手続、選考方法について

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 1. 忠岡町介護認定等調査委託登録申込書（個人）
2. 介護支援専門員証の写し
3. 都道府県または政令市が実施する、認定調査員研修（新規研修）修了証※の写し

※都道府県等で研修を受講し、修了証の発行がない場合は、介護支援専門員証の写しの余白に「○○県△年△月研修終了」と記入してください。※提出していただいた書類は返却いたしません。 |
| 提 出 先 | 〒595-0805　大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号忠岡町役場　健康福祉部　高齢介護課 |
| 受付期間 | 随時受付午前9時00分から午後5時30分（土日・祝日・年末年始は除く。） |
| 申　　込・選考方法 | 申込関係書類は高齢介護課の窓口にて配布いたします。また、忠岡町ホームページよりダウンロードすることもできます。関係書類提出時に書類審査・面接を行います。事前に高齢介護課へ連絡し、提出日時の調整を行ってください。提出日時が決まれば、必要な書類を持参の上、高齢介護課窓口にお越しください（郵送は不可）。 |
| そ の 他 | 契約期間は、契約締結日から年度末3月31日まで。選考結果については、審査終了後、約1週間以内に電話にて連絡します。 |

（注意事項）

1. 記入は必ず申込者本人が行ってください。
2. 提出書類の記載事項に不正があったときには、登録を取り消す場合があります。
3. 提出書類は一切返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

４　その他

|  |  |
| --- | --- |
| 委託料 | ①委託料の支払整理日は毎月月末（３月分のみ業務完了時）で、調査実績に基　づき、翌月の指定日に受託者の指定口座に振り込みます。②契約は単年度・単価契約です。認定調査に必要な諸経費はすべて受託者負担　であり、委託料以外の支払いはありません。 |
| その他 | ①雑所得としては、自己で確定申告が必要です。 |

≪問い合わせ先≫

　　　忠岡町健康福祉部高齢介護課

　　　泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

　　　電　話　0725-22-1122（代表）

　　　ＦＡＸ　0725-22-1129